

令和3年3月17日	
所 属	いじめ防止生徒指導担当
所属長	嶋名 雅之
電 話	06-4950-5787

調査報告書の概要

令和3年3月17日
 尼崎市いじめ問題対策審議会
 (第三者委員会)

第1 確認された事実の概要

市立高等学校(以下、本校という)に在籍していた2名の生徒にかかわる2事案についてである。平成29年、令和1年にそれぞれ別に部活動内で双方向のいじめとされる人間関係のトラブルがあった。その後、両事案とも生徒はそれぞれ部活動内で重大事態に至るいじめを受けた。両事案とも、生徒は心療内科を受診の後、不登校となり、最終的に両名とも転学に至った。

第2 諮問に至る経緯

令和1年に発生した事案につき、令和2年1月10日、本校が重大事態に該当するとして学校主体の調査を開始した。調査組織は、本校の教職員に加え弁護士2名、スクールカウンセラー、尼崎市教育委員会(以下、市教委という)の職員であった。しかし、被害生徒が転学に至ったため、市教委は、令和2年3月30日、尼崎市いじめ問題対策審議会(以下、本審議会という)に諮問を行った。

一方、平成29年に発生した事案については、被害生徒から市教委に対し、事案発生当時の対応記録の開示請求を行ったことをきっかけに、本校も市教委も特段何の調査もしないままだったことに気づいた。そのため、この件も令和1年の事案と同時に、本審議会に諮問するに至った。

第3 諮問事項

- ①事実関係についての調査
- ②不登校に至る経過についての調査
- ③本事案に対する、本校や市教委の対応についての検証
- ④再発防止のための取組の在り方について

第4 本審議会の構成と活動状況

本審議会の6名の委員に、本校の調査組織で委員を務めていた2名の弁護士を加えた計8名の委員(以下の表を参照)で調査を行った。

調査は、関係生徒及び関係教職員への聞き取りを中心に実施し、本校や関係者から提出された資料ももとに、それぞれの報告書を作成した。

いじめ防止対策推進法や文部科学省作成の重大事態ガイドラインに則って、

調査を実施し、報告書を作成した。

会議はオンラインを含め、13回開催された。

	役職	分野	氏名
①	会長	心理分野（学識経験者）	小泉 隆平
②	副会長	医療分野（医師）	山下 仰
③	副会長	法曹分野（弁護士）	竹内 彰
④		法曹分野（弁護士）	坂井 希千与
⑤		教育分野（学識経験者）	原田 旬哉
⑥		福祉分野（学識経験者）	上山崎 悦代
⑦		法曹分野（弁護士）	清田 美夏
⑧		法曹分野（弁護士）	藤田 翔一

第5 両事案が発生した原因

本審議会はいずれの事案についても被害生徒に対するいじめを認定している。いじめと認定した事実は、下記の事実経過のうち、太字のものである。

いじめの原因はいじめに至るまでの部活動の顧問の対応が主たる要因である。

また、両事案とも、以下の通り、経過はほぼ一致するといっても過言ではない。

1 平成29年事案について

(1) 少なくとも被害生徒を含む部員が、入学当初から、特定の生徒に対して被害生徒らもやるべき仕事を、被害生徒らはその生徒に押しついたり、その生徒の部活動の成績が伸びないことに嫌みを言ったりしていた。

(2) 被害生徒も交えて、同級生部員が全員で、やるべき仕事をみんなでやろうと話し合った後も、被害生徒はやるべき仕事をやらなかったり、練習で楽をしたりしていた。

(3) 程なくして、同級生の部員から被害生徒は距離を置かれるようになり、被害生徒は無視されるようになったと感じるようになった。

(4) 大会があったときに、被害生徒と被害生徒の母親より、顧問に対して他の部員から陰口を言われて孤立していることや、同級生の部員との関係がうまくいっていないことを相談した。

顧問は、被害生徒と同級生の部員を交えて話し合いをしたが、それぞれが双方の言いたいことを言い合う格好となった。一応、その場で双方が謝罪し、顧問はこの話し合いをもって、関係を修復させるように告げた。

(5) しかし、被害生徒が他の部員から疎外感を感じることは変わらなかった。ある生徒は、被害生徒が練習や役割を怠っていたことについて、あえて、被害生徒の心情を害する目的で、被害生徒に聞こえるような声で批判することもあった。

被害生徒やその母親が顧問に相談することもあった。

(6) その後、被害生徒が心療内科を受診し、顧問もその事実を把握した。被害生徒は朝の部活動の練習に遅刻したり、他の部員が泳いでいない時間帯に泳いだり、本校を欠席したりすることも起きるようになった。

さらに、被害生徒は心療内科を受診して、病名も診断された。

(7) 被害生徒の状態について、病名を伏せた状態で顧問から説明があり、後日、被害生徒を交えて、同級生部員だけでミーティングを持つことになった。

その場で、被害生徒は精神状態について病名もついたことなどを説明したが、他の部員からは、学校に来られないのはすべて病気のためなのか、とか、他の部員がいない時間なら活動できるのに、どうして他の部員の前では活動できないのか、など、病気に対して無理解な質問があったり、中には、病気のことを言い訳にしすぎだ、といった明確な批判もあったり、言いたいことがあるときは陰口ではなく直接言うので学校にはちゃんと来てほしい、といったいじめを継続することを宣言するような発言もあったりした。

(8) このミーティングの後、被害生徒は本校へ全く登校できなくなってしまった。

(9) 被害生徒の保護者からいじめ事案として取り扱うように顧問に要請の後、はじめて、本校でいじめ対策委員会が開かれるなどした。

(10) 被害生徒は最終的に転学を余儀なくされたが、転学の際に被害生徒若しくはその保護者が記入すべき転学届を、被害生徒らではなく学校側が作成していた。このことが、本事案を当審議会が調査している最中に市教委に発覚し、市教委から当審議会へその事実が報告された。

2 令和1年事案について

(1) 入学当初から、被害生徒と同級生の部員は、けんかもよくするが翌日には仲直りする関係であった。その反面、お互いにタイムが遅いと言ったり、お互いの呼びかけに応じなかったりした。そのため、お互いがお互いに不満を募らせていった。

(2) 被害生徒と当該生徒が遠方の大会に行ったときに、自分たちの競技が終わった後にも、被害生徒の意向で、被害生徒と当該生徒が大会を見学していたが、被害生徒へ大学の監督から声がかかり、被害生徒が監督と話をするために当該生徒のもとを離れた。

当該生徒は被害生徒に残るよう言われて残ったにもかかわらず、結局、被害生徒の都合で1人にされてしまったと感じて、被害生徒に強い不満を抱いた。このことをきっかけに被害生徒と当該生徒の関係が気まずいものになった。被害生徒は他の同級生部員や先輩とも話しづらくなり、疎外感を感じたりした。

被害生徒は被害生徒の母親に電話をして、先輩たちに無視をされていると泣きながら訴えた。

(3) 上記大会の後、別の遠方に大会に行ったとき、被害生徒の母親は、顧問に対し、被害生徒の様子がおかしいので、様子を観察して欲しい、と依頼した。しかし、顧問は被害生徒の動静にことさら気をつけることはなかった。

(4) この後、被害生徒と当該生徒の関係は悪化したままであり、表面的には仲良くしていたものの、互いに険悪な雰囲気を感じていた。

(5) 被害生徒は、先輩部員や当該生徒と別の部員に対して、自分が仲間はずれにされていることや、部活を辞めたいと相談するようになった。

また、同級生の異性の部員にも相談することもあった。

(6) その後、被害生徒は、当該生徒と先輩が、被害生徒が先輩を無視しているような言動を取った、と言われていたことに気づき、その日の部活動内で過呼吸を起こした。

その翌日、被害生徒は本校を欠席し、病院を受診した。被害生徒の母親は被害生徒の様子を見るように顧問に依頼した。

(7) 顧問は、被害生徒と当該生徒それぞれと話した。顧問は被害生徒に対し、当該生徒と話し合いをするかと聞いたが、被害生徒は話し合いをするのが怖いと感じており、断った。

顧問は、当該生徒に対し、被害生徒が精神的につらい状態にあるので支えてあげて欲しい、と言ったが、当該生徒はこれまでの被害生徒の言動で不満を抱えており、自分だけが我慢をするのは嫌で、被害生徒と一緒にいることは難しいと答えた。

(8) その後も、被害生徒は他の部員が自分に冷たく接していると顧問に相談したが、被害生徒の話をも否定するようなことを言った。

当該生徒から、顧問に対し、被害生徒との関係について相談されたが、顧問は当該生徒と被害生徒、顧問で話し合いをする提案をしたが、当該生徒は断った。

(9) 被害生徒は、異性の同級生部員にLINEメールで相談するようになった。

(10) その後、被害生徒と当該生徒、顧問で話し合いを持つことになった。その際、当該生徒から被害生徒に、誰かにこのことを相談していたかを聞かれたが、異性の同級生部員に相談している、とは言えなかった。

この話し合いでは、当該生徒と被害生徒がお互いに嫌だと思うところを言い合い、謝罪し合った。2人とも、顧問の前ではすっきりした、などと述べたため顧問はこの話し合いで2人の関係はよくなると思った。しかし、当該生徒は、これまで被害生徒から聞いていた内容と違う話もあり、納得していないところもあった。

(11) 上記話し合いのあと、被害生徒は他の異性部員にLINEメールを送信

した。

この内容が、当該生徒に伝わることになった。

(12) 上記メールを送った翌日、被害生徒は当該生徒らから、異性の部員に相談していないかと聞いたところ、相談していないと答えた。

しかし、被害生徒は思いを改め、相談していたにも関わらず、相談していないと答えたことについて、謝罪したいと顧問に申し出た(なお、この顧問はこれまでに出てきた顧問とは別の教職員である)。

顧問は被害生徒の申し出を受け、顧問も立ち会った上で、他の同級生部員に謝罪する場を設定した。被害生徒は謝罪したが、今更謝られても納得できない、とか、異性部員に自分たちも不当に扱われるのは嫌なので、異性部員の前でも謝って欲しい、と言われた。

顧問は、異性部員を交えて、謝罪の機会を持った。被害生徒は異性部員に迷惑をかけて申し訳なかったと謝罪したが、同級生部員の中には、さっきと言っていることが違う、などと被害生徒を厳しく叱責し、最終的に同級生の部員から仲間はずれにされていたと言ったことまでも、事実と異なるとして謝罪させられることになった。部員の言い方があまりにきつく、顧問がたしなめる場面もあった。

異性の部員からは、被害生徒が明らかに孤立していた、と被害生徒を擁護する発言もあったが、それも否定されてしまった。

この謝罪の場の後、顧問は異性部員に対して、被害生徒らのもめ事に関わらないように指導した。

(13) 上記謝罪の場の翌日、被害生徒は過呼吸を起こして本校を欠席した。その2日後に、顧問が被害生徒宅を訪れたときは、被害生徒と同性の者どうしのもめ事は面倒くさいとか、時間が解決するので今は我慢のときです、などと述べた。

(14) その後、被害生徒は部活動にも参加できなくなり、最終的に本校に登校することもできなくなってしまった。

(15) 被害生徒は本校に在籍を継続したかったが、いわゆる専攻実技の単位取得が難しく、本校も特段の配慮をしようとはしなかったので、転学を決意した。

(16) 令和1年事案について、重大事態として本審議会による調査を行うことになる旨の報道があったあと、インターネット上に令和1年事案に関する書き込みがあった。このことについて、先輩部員から被害生徒に対して謝罪があった。

3 両事案に共通する事実経過

(1) 両事案とも、入学当初から他の同級生部員の被害生徒に対する不満が溜まっていたが、顧問はそれを拾い上げ、解消しようとはしなかった。

(2) 両事案とも、被害生徒及び被害生徒の保護者から他の部員から無視されているなどの訴えが顧問にあったものの十分な対応をしなかった。

(3) 両事案とも被害生徒と他の部員の関係が悪化していたにも関わらず、関係改善のために被害生徒と他の部員との話し合いの場を持ち表面的には解決したように見えたが、双方の相手に対する感情の改善など根本的な解決には至らない状況であった。

(4) その結果として、両事案とも被害生徒が精神的に追い詰められ、心療内科を受診することとなった。

(5) 両事案とも、精神的に追い詰められた生徒が、説明の場や謝罪の場として、他の部員から厳しい叱責を受けたり、被害生徒の精神状態に無理解な批判を受けたりすることになった。

(6) その結果として、両事案とも被害生徒が更に追い詰められ、不登校となり、転学を決意することとなった。

第6 事案発生後の問題点

これも両事案で共通している。

(1) 重大事態に該当している状況であるにも関わらず、顧問は管理職へ迅速に報告しなかった。

両事案とも、被害生徒の保護者が来校するなど、被害生徒らの行動をきっかけとして、いじめ事案として扱うようになった。

(2) その後、校内のいじめ対策委員会が開催されたが、いじめに該当する行為を特定し、加害側とされる生徒への適切な指導を行うことができなかった。

(3) 両事案とも、被害生徒は部活動の継続が困難となり、転学を余儀なくされた。

第7 問題のある対応を行った原因

1 顧問をはじめとする個々の教員のいじめ対応力不足

本審議会としては、教職員は以下のことを理解しておくべきであると考えますが、両事案の対応を見る限り、理解したうえで対応している教職員はいなかった。

(1) いじめとは

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当

該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止対策推進法第2条第1項)。すなわち、①児童・生徒に対して、②他の児童・生徒が行う、③心理的又は物理的な行為であって、④当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの、である(なお、行為の中には、無視などの不作為によるものも含む)。

(2) いじめの構造

いじめにおいては、被害者と加害者以外に、当事者を取り巻く周囲の子どもたちも、いじめの構成要素である。周囲の子どもたちは、加害者に近い位置で、いじめをはやし立て面白がって見ている子どもたち(観衆)と、その外側で、見て見ぬふりをしている子どもたち(傍観者)に分けられる。これは、いじめの四層構造と言われている。

その結果、いじめられている被害者から見れば、あたかも、加害者、観衆、傍観者の子どもたちに重層的に取り囲まれているような感覚となり、いじめの被害を受けているというSOSがまわりに届きづらく、無力感に襲われることがしばしばある。また、教職員や保護者など周囲の大人からは、傍観者や観衆の存在が、いじめの事実を見えづらくしている。

観衆は、いじめに直接手を下してはいないものの、加害者にとってはいじめを積極的に是認してくれる働きをして、いじめを促進してしまう。傍観者は、もしその一部が仲裁者に変われれば、あるいは直接止めに入らなくても、否定的な反応を示すことにより、加害者への抑止力となりえる。

(3) いじめの重大事態について

法の第28条では、いじめの「重大事態」を次のように規定している。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①重大事態とは

文部科学大臣が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日決定、最終改定平成29年3月14日)では、重大事態を具体的に説明している。

上記の法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、例えば、○児童生徒が自殺を企図した場合、○身体に重大な傷害を負った場合、○金品等

に重大な被害を被った場合、○精神性の疾患を発症した場合、などを想定している。

法第2号の学校を欠席する「相当の期間」については、不登校の定義である年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず判断することを求めている。

②重大事態と精神疾患について

生徒が医療機関を受診し、「精神性の疾患を発症」したことがはっきりして、いじめの疑いがあれば、学校は「重大事態」と即座に判断する必要がある。

(4) いじめの解消・解決について

いじめが解消したとみなせるのは、いじめの定義から考えれば、①加害者のいじめ行為がなくなり、②被害者の心身の苦痛がみられなくなる、この2つの条件を満たす必要がある。

いじめの「解決」としてよく見られる「謝罪の場」は、実際にはいじめの解消にはなっていないことが多い。仮に謝罪が真剣なものであっても、いじめられた記憶は消せない。謝罪が表面的であれば、被害者の苦痛は癒えない。ただ、謝罪の場を設けたことにより、かえってその後は苦痛を訴えられなくなる。これで、一見「いじめが解消した」ようにみえてしまう。

(5) いじめに対応する「学校いじめ対策組織」について

「学校いじめ対策組織」(たとえば、いじめ対策委員会などの名称)を常設し、いじめの対応だけでなく、早期発見とそのための窓口を担うこと、いじめの校内研修を準備することなどが大切である。また、校内の少数の教員で校内組織をつくるのではなく、関わる教員を必要に応じて増やすこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはもちろん、さらに外部専門家(医師・弁護士など)との連携も求められている。

(6) 高校1年生から2年生に生じるいじめの心理的な基盤

①中学生とも共通する思春期の問題

高校生でも、特に高校の前半では、まだ中学生年代と共通する思春期の心理的不安定さが続いている。その内容は主に以下の3点である。

- あ) 感情の不安定さと攻撃性
- い) ストレスへの対処能力の乏しさ
- う) 他者の評価への過敏さ

②高校生特有の問題

高校では、ほとんど誰も知らない世界で、新たに対人関係をつくっていく必要がある。できたばかりの新しい友人関係では、まだ相手の意図や気持ちがすっかりわかるわけではなく、実は互いの心情がわからないまま、あるいは読み違えてトラブルになることが少なくない。

また、過去にいじめを体験した生徒は少なくなく、学校は、その被害の影響は高校でも残っていると想定すべきであるし、生徒は高校ではいじめがない世界を期待する分、高校でまたいじめの被害にあうとそのダメージは大きくなる。

③運動部の部員に特有の問題

運動部で要求されやすい競争心や集団性が、いじめにつながることもある。

とりわけ本校は、部活動の強豪校とされる学校である。部活動の顧問は、部員の競争意識がとりわけ強く、それゆえ他者を攻撃しやすい状況にあること（競争心と攻撃性）、また、部活動の輪を乱す者を排除する動き、感情が強く、いじめにつながりやすいことを熟知しておくべきであった（集団としての凝集性と排除）。

2 学校組織上の問題点

(1) 学校の問題点

- ①体育科及び部活動と学校内の他の組織との相互理解や連携が脆弱であったこと
- ②「学校いじめ防止基本方針」の形骸化により組織的な対応ができなかったこと
- ③「校内いじめ対策委員会」が役割を果たさなかったこと
- ④体育科が独立の組織のようになっており、問題対応をすべて体育科の中で解決しようとする風潮が本校の中に蔓延していること

(2) 体育科の問題点

- ①体育科が閉鎖的な環境であり、部活動の成績を中心とした成績至上主義であること
- ②「スポーツVI」・「スポーツ総合演習」（いわゆる専攻実技）の運用方法により部活動を継続できなくなった体育科生徒が転退学を余儀なくされること

3 市教委の問題点

(1) 小中学校と高校の体制の差に関する問題

①不登校に関する意識の問題

市教委としては独自に小学校、中学校に対して毎月不登校に関する動向調査を実施している。一方、市立高校での同様の調査は実施されていない。その理由として、高校では出席日数によって進級か原級留置かの判断が明確であるため「不登校」といった認識が薄いことがある。

②市教委内部の問題

いじめ事案については、組織として対応する体制を強化する必要がある。また、学校から市教委へ迅速な報告をするよう市教委による学校への指導の徹底が望まれる。

③職員意識・職員配置の問題

転学はいじめから逃れるためのやむを得ない選択であった。この視点から見た場合、転学をもって解決したというのは、不十分な認識であったといえる。

また、市教委は、いじめ事案を扱う際には業務負荷を考慮し、今後、柔軟な職員配置を検討する必要がある。

(2) 市教委と高校との連携不足の問題

- ・学校から市教委への報告が遅かったこと

(3) 市教委の高校への指導の弱さに関する問題

- ・体罰事案以後も高校の意識改革のための積極的な指導ができていなかったこと

第8 提言

1 1人1人の教職員のいじめ対応力の向上

- (1) 現在のいじめの定義の具体的な理解
- (2) なぜいじめの予防・早期発見・十分な対応が必要なのかの理解
- (3) いじめの解消が容易でないことの理解
- (4) いじめに関連した生徒の心情の理解と対応
- (5) いじめに起因する精神疾患・心身症などの理解
- (6) 具体的な事例検討の機会

2 いじめ防止対策推進法の理解と遵守

3 生徒へのいじめ等の心理教育の機会

教職員だけでなく、生徒に対しても、いじめや高校生の心理、さらに高校生にみられる主要な精神疾患や心身症についても、心理教育の機会が必要である。

4 学校としての組織的な対応に向けての取り組み

(1) 教職員間の連携強化

教職員同士が情報共有をしやすく、職位や立場を超えて自由に議論できる場づくりを少しずつ積み上げていくことが必要だと考えられる。

(2) 教職員で一致した目標の設定

本校では、これまで様々な問題が生じてきた。そのことを、学校全体で、教職員が一丸となって、丁寧に振り返る機会を設ける必要がある。

5 運動部活動の在り方についての再点検

本来、運動部活動は、運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養うものである。これらは本校の当該部活動において欠けていたものであり、この観点から部活動の在り方や指導内容を再点検するべきである。

部活動の指導において、部員同士のトラブルが発生した場合に、部員同士が話し合えばなんとかなる、という誤った認識を顧問が捨てる必要がある。

6 市教委が取り組むべき解決策

(1) 市立高校の不登校の状況の把握

(2) 市立高校の生徒指導上の課題を所管する部署の設置

(3) 高校への指導の徹底

(4) 研修体制の見直し

(5) 体育科必修科目「スポーツⅥ」・「スポーツ総合演習」(いわゆる「専攻実技」) 単位認定の見直し

以上